

2013年4月1日

2013年度東海大学医学部附属病院群治験審査委員会委員の指名

東海大学医学部附属病院

病院長 猪口 貞樹



「薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第161号12月28日公布)」制定による省令改正後の「医薬品GCP省令」及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて(平成24年12月28日薬食審査発1228第7号)」、「薬事法施行規則及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(医療機器GCP省令)の一部を改正する省令」(平成25年厚生労働省令第11号2月8日公布)及び「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて(平成25年2月8日薬食機発0208第1号)」並びに「東海大学医学部附属病院群治験標準業務手順書(以下、SOP)(第1部)」(2009年4月1日改正)第18条第2項に基づいて、別紙のとおり標記委員会の委員長、副委員長及び委員を指名します。ご承諾のご署名をお願いいたします。

尚、医薬品GCP省令第28条第3項、医療機器GCP省令第47条第3項及びSOP第2部第16条第1項第6、7号に従い、東海大学医学部附属病院治験・臨床研究管理部Web等に委員名簿(職業・資格・所属)、出席委員を含む議事録概要等が公表されます。

以上

2013年4月1日

2013 度東海大学医学部附属病院群治験審査委員会委員の指名

東海大学医学部附属東京病院

病院長 近藤 泰理



「薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 161 号 12 月 28 日公布)」制定による省令改正後の「医薬品 GCP 省令」及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて (平成 24 年 12 月 28 日薬食審査発 1228 第 7 号)」、「薬事法施行規則及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (医療機器 GCP 省令) の一部を改正する省令」(平成 25 年厚生労働省令第 11 号 2 月 8 日公布) 及び「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて (平成 25 年 2 月 8 日薬食機発 0208 第 1 号)」、並びに「東海大学医学部附属病院群治験標準業務手順書 (以下、SOP) (第 1 部)」(2009 年 4 月 1 日改正) 第 18 条第 2 項に基づいて、別紙のとおり標記委員会の委員長、副委員長及び委員を指名します。ご承諾のご署名をお願いいたします。

尚、医薬品 GCP 省令第 28 条第 3 項、医療機器 GCP 省令第 47 条第 3 項及び SOP 第 2 部第 16 条第 1 項第 6、7 号に従い、東海大学医学部附属病院治験・臨床研究管理部 Web 等に委員名簿(職業・資格・所属)、出席委員を含む議事録概要等が公表されます。

以上

2013年4月1日

2013年度東海大学医学部附属病院群治験審査委員会委員の指名

東海大学医学部附属大磯病院

病院長 吉井 文均



「薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第161号12月28日公布)」制定による省令改正後の「医薬品GCP省令」及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて(平成24年12月28日薬食審査発1228第7号)」、「薬事法施行規則及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(医療機器GCP省令)の一部を改正する省令」(平成25年厚生労働省令第11号2月8日公布)及び「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて(平成25年2月8日薬食機発0208第1号)」、並びに「東海大学医学部附属病院群治験標準業務手順書(以下、SOP)(第1部)」(2009年4月1日改正)第18条第2項に基づいて、別紙のとおり標記委員会の委員長、副委員長及び委員を指名します。ご承諾のご署名をお願いいたします。

尚、医薬品GCP省令第28条第3項、医療機器GCP省令第47条第3項及びSOP第2部第16条第1項第6、7号に従い、東海大学医学部附属病院治験・臨床研究管理部Web等に委員名簿(職業・資格・所属)、出席委員を含む議事録概要等が公表されます。

以上

2013 年 4 月 1 日

2013 年度東海大学医学部付属病院群治験審査委員会委員の指名

東海大学医学部付属八王子病院
病院長 北川 泰久



「薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 161 号 12 月 28 日公布)」制定による省令改正後の「医薬品 GCP 省令」及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて(平成 24 年 12 月 28 日薬食審査発 1228 第 7 号)」、「薬事法施行規則及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(医療機器 GCP 省令)の一部を改正する省令」(平成 25 年厚生労働省令第 11 号 2 月 8 日公布)及び「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令のガイダンスについて(平成 25 年 2 月 8 日薬食機発 0208 第 1 号)」、並びに「東海大学医学部付属病院群治験標準業務手順書(以下、SOP)(第 1 部)」(2009 年 4 月 1 日改正)第 18 条第 2 項に基づいて、別紙のとおり標記委員会の委員長、副委員長及び委員を指名します。ご承諾のご署名をお願いいたします。

尚、医薬品 GCP 省令第 28 条第 3 項、医療機器 GCP 省令第 47 条第 3 項及び SOP 第 2 部第 16 条第 1 項第 6、7 号に従い、東海大学医学部付属病院治験・臨床研究管理部 Web 等に委員名簿(職業・資格・所属)、出席委員を含む議事録概要等が公表されます。

以上

別紙

GCP	SOP			指名欄
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員長	内科学系 血液・腫瘍内科学 教授 医師 安藤 潔
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 2)	「医学部に所属する基礎系教員」	副委員長	基盤診療学系 臨床薬理学 教授 医師 小林 広幸
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	副委員長	内科学系 腎・代謝内科学 教授 医師 遠藤 正之
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員	内科学系 循環器内科学 教授 医師 伊苅 裕二
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員	内科学系 リウマチ内科学 准教授 医師 佐藤 慎二
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員	外科学系 口腔外科学 准教授 歯科医師 山崎 浩史
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 2)	「医学部に所属する基礎系教員」	委員	基盤診療学系 臨床薬理学 准教授 薬剤師 橋本 篤司
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 2)	「医学部に所属する基礎系教員」	委員	基盤診療学系 臨床薬理学 講師 医師 三上 礼子
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 2)	「医学部に所属する基礎系教員」	委員	基盤診療学系 病理診断学 講師 医師 小川 高史
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員	専門診療学系リハビリテーション科学 講師 医師 小山 祐司
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 1)	「医学部に所属する臨床系教員」	委員	内科学系 血液・腫瘍内科学 准教授 医師 村瀬 忠
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 5)	「病院に所属する臨床工学技士」	委員	診療技術部 臨床工学技術科 科長 臨床工学技士 小森 恵子
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 4)	「病院に所属する薬剤師」	委員	薬剤部 薬剤科 薬剤師 府川 勝治
第28条第1項	第1部第18条第1項第3号 3)	「病院に所属する看護師」	委員	看護部 師長 看護師 大石 祐子
第28条第1項第3号	第1部第18条第1項第3号 6)	「医療又は臨床試験に関する専門知識を有する者以外の者」	委員	伊勢原事務部 伊勢原人事課 課長補佐 石原 潔
第28条第1項第3号	第1部第18条第1項第3号 6)	「医療又は臨床試験に関する専門知識を有する者以外の者」	委員	伊勢原事務部 伊勢原用度管理課 課長補佐 大西 恒太郎
第28条第1項第3号	第1部第18条第1項第3号 6)	「医療又は臨床試験に関する専門知識を有する者以外の者」	委員	病院事務部 医事課 蓬田 裕子

別紙

GCP	SOP		指名欄
第28条第1項第4号並びに第5号	第1部第18条第1項第3号7)8)	「病院並びに治験の実施に係わる他の施設と利害関係を有しない者」「委員会の設置者と関係を有しない者」	委員 法学部 法律学科 教授 弁護士 中島 秀二
第28条第1項第4号並びに第5号	第1部第18条第1項第3号7)8)	「病院並びに治験の実施に係わる他の施設と利害関係を有しない者」「委員会の設置者と関係を有しない者」	委員 法学部 法律学科 教授 玉巻 弘光
第28条第1項第4号並びに第5号	第1部第18条第1項第3号7)8)	「病院並びに治験の実施に係わる他の施設と利害関係を有しない者」「委員会の設置者と関係を有しない者」	委員 健康科学部 社会福祉学科 講師 保健師/看護師 渡邊 祐紀
第28条第1項第4号並びに第5号	第1部第18条第1項第3号7)8)	「病院並びに治験の実施に係わる他の施設と利害関係を有しない者」「委員会の設置者と関係を有しない者」	委員 伊勢原市役所 保健福祉部 健康管理課 課長 関野 俊之